

# 令和6年度（尾張旭市）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus Nippon*）

## 2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、尾張旭市内全域とする。

## 4 現状

### （1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市では人工林の占める割合が60%と高く、ニホンジカの被害は限定的と考えられる。

ただし、「愛知県の農林業センサス結果」によると、県内で耕作放棄地面積が増加しており、本市も同様に増加傾向にある。森林周辺における耕作放棄地の増加はニホンジカの個体数増加及び分布域拡大を助長する可能性があり、注意が必要であると考えられる。

表1 林種別森林等面積（地域森林計画対象民有林）

（単位：ha）

計画区域	総数	立木地				竹林	無立木地
		針葉樹	広葉樹	（再掲）			
				人工林	天然林		
尾張旭市	283	188 (66.4%)	87 (30.7%)	170 (60.0%)	105 (37.1%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)

（出典）2021年度愛知県林業統計書

### （2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は22,034頭（中央値）である。

図2の生息密度分布図によると、尾張旭市北部の県森林公園及びその周辺に分布域があるが、正確な生息数は不明であり、定着は確認されていない。

なお、令和2年度と令和3年度にエサを求めて迷い込んだと思われるニホ

ンジカを捕獲している。

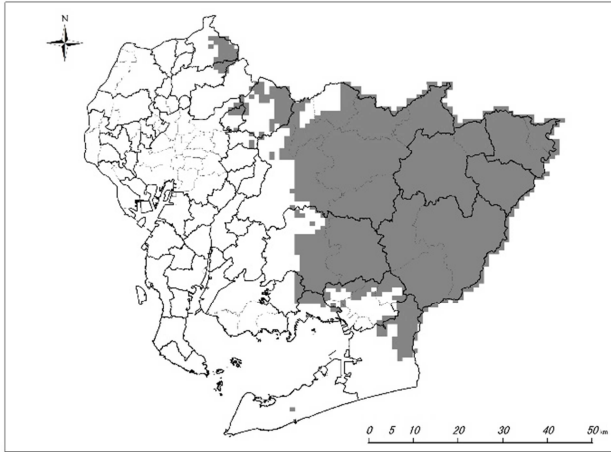


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

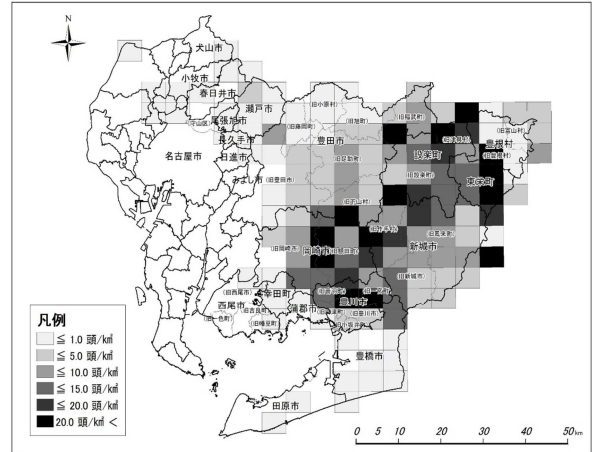


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

### (3) 被害の状況

愛知県内における令和3年度の農業被害額及び平成28年度からの農業被害額の変化については図3及び図4のとおりとなっている。

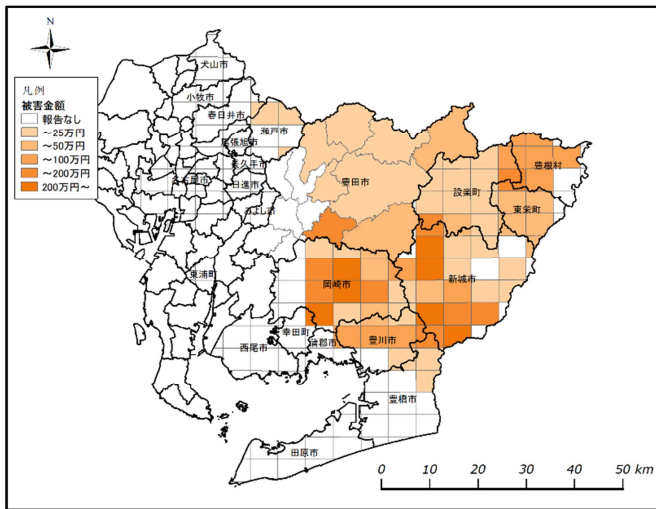


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

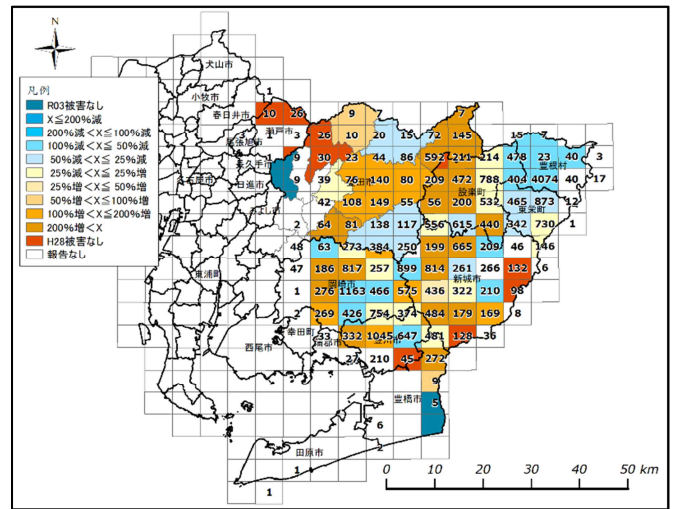


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

尾張旭市におけるニホンジカによる農産物被害状況について、尾張旭市では目撃情報がほとんどなく、被害の報告を受けていない。

なお、森林公園ゴルフ場では樹木の剥皮被害が発生している。

#### (4) 対策の実施状況と評価

##### ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は図5のとおり。

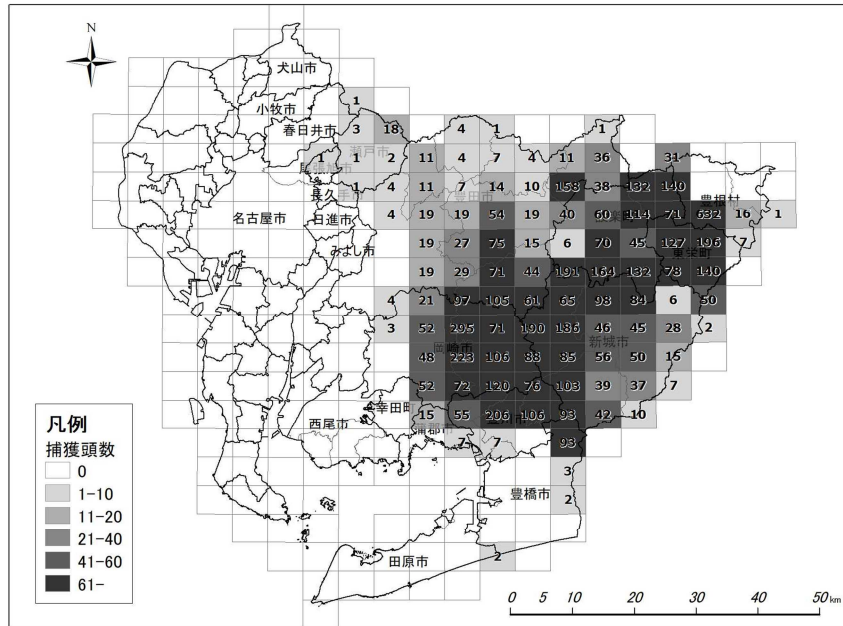


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3年度)

尾張旭市における許可捕獲の実施状況は表2のとおり。

平成30年度から森林公園のゴルフ場運営会社が委託により、イノシシ対策と合わせ、ニホンジカも対象とした箱わな及びくくりわなを設置している。

なお、市内全域の実績としては、令和2年度に大字新居の森林公園ゴルフ場で、令和3年度に東印場町で各一頭捕獲されている。大字新居では北に位置する東谷山から、東印場町では矢田川上流側から餌を求めて市内に出没したものと思われ、共に群れではなく一頭(雄)での確認であった。

表2 尾張旭市における許可捕獲(個体数調整)の実施状況

			H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)
市内全域	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0	0
		罾	0	0	1	1	0	0
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	0	0	1	1	0	0
		雌	0	0	0	0	0	0

##### イ 被害防除に係る対策

尾張旭市では、ニホンジカよりもイノシシが先行して出没しており、森林公園内で、ゴルフ場運営会社(指定管理者)が独自で侵入防止柵(電気柵)を設置している。

尾張旭市における被害防除対策(防護柵、電気柵など)は、地域の状況に

応じて個別に実施されており、市内全域における実施状況は把握されていない。

#### ウ 生息環境管理に係る対策

尾張旭市における生息環境管理対策（藪の刈り払い、未収穫農作物の回収など）は、地域の状況に応じて各主体により個別に実施されており、市内全域における実施状況は把握されていない。

### 5 評価

件数は少ないものの、尾張旭市内でニホンジカの日撃や被害が発生しており、地域も森林や河川のほか、市街地など新たな地域での目撃情報もある。

生息域の拡大に伴い、今後農業被害や市街地への出没による生活環境被害が発生する恐れがあるため、引き続き捕獲対策を実施するとともに、必要に応じ被害防除及び生息環境管理に係る対策を進める必要がある。

表3 尾張旭市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罟	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
市内全域	横ばい	—	○	—	—	—	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
市内全域	—	—	—

※ 評価：「◎」＝非常に効果がある、「○」＝効果がある、「△」＝あまり効果がない、「×」＝効果がない、「—」＝対策を実施していない

### 6 管理の目標

#### (1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ(IからV)に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している(図6)。

尾張旭市は、類型Iに該当する。藪の刈り払い等の生息環境管理の周知啓発により定着を防止するとともに、適切な監視を実施するための体制を整備し、モニタリングの実施を検討する。

また、メスジカが確認された場合、定着させないよう早期にメスジカを含む捕獲を実施し、類型IIへの移行を防ぐ。

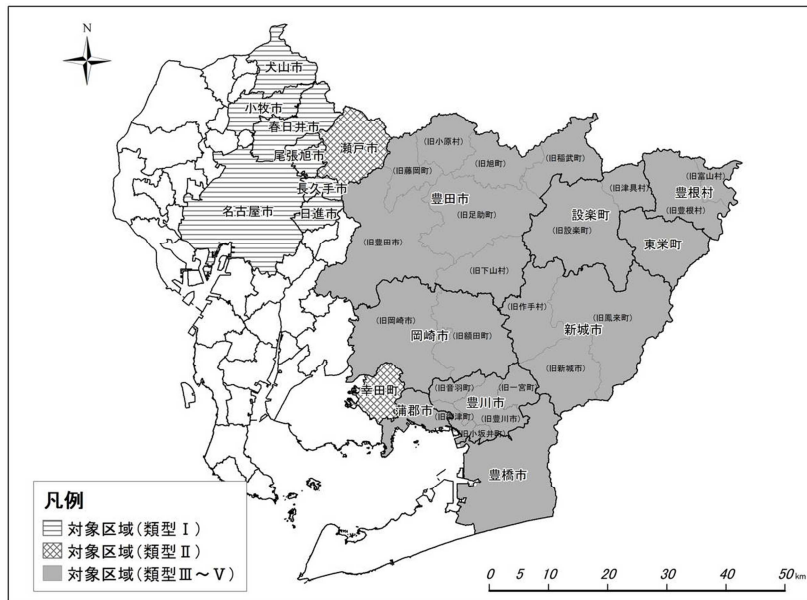


図6 対象区域及び類型区分

表4 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。
II		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
III	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
IV		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
V		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

## (2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を表5のとおり掲げている。

表5 管理目標

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km <sup>2</sup> 以上のメッシュ数 →3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

尾張旭市は、類型Iに該当するため、猟友会、森林公園管理者、河川管理者、市役所内施設所管課等と情報を共有し、適切な監視が行えるよう体制を整えるとともに、ニホンジカを定着させないよう捕獲等の対策を実施する。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度6,000頭以上捕獲することとしている。

### (2) 捕獲計画

尾張旭市内において、雌の捕獲はなく定着は確認されていないが、分布は確認されているため、表6のとおり捕獲目標数を設定する。

表6 尾張旭市における令和6年度の捕獲計画

	捕獲手法別		雌雄別		目標捕獲数
	銃	罨	雄	雌	
市内全域	—	○	○	○	1頭

### (3) 計画を達成するために実施する対策

目標を達成するため、個体数調整、被害の防止(有害鳥獣捕獲)を目的とした許可捕獲を推進する。

具体的には、ニホンジカが捕獲される可能性がある地域においてイノシシの捕獲が行われる場合、錯誤捕獲による放獣(機会損失)を防ぐため、あらかじめニホンジカについても捕獲許可申請を行うよう指導を行う。

#### (4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制のニホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になる。このため、今後、メスジカの日撃情報があった際には優先的にメスジカを捕獲する。なお、オスジカについても捕獲の機会損失がないようにする。

### 8 被害防除対策に関する事項

#### (1) 実施計画

尾張旭市では、ニホンジカよりもイノシシが先行して出没しており、イノシシの捕獲を優先して行っている。

尾張旭市では、引き続きの対応として、イノシシと合わせて対策を検討する。

ニホンジカによる被害を防除するためには、市が猟友会、地域住民等と情報共有するとともに、被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、農地及び人家周辺がニホンジカにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

市内にニホンジカの定着は確認されていないが、隣接する瀬戸市では定着（メスジカの捕獲）が確認されていることから、生息数や被害の増加が見られる場合には、効果的な被害防除対策の取組を進める。

対策例を以下に示す。

##### ア 電気柵の設置

電気柵の設置に当たっては、十分な高さを確保し、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛込み等により、ニホンジカに容易に侵入されないように注意する。

また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的に行うほか、告知看板の設置による安全対策を講じる必要がある。なお、効果及び安全性確保のために、必ず専用機材（電源、柵線、絶縁部品等）を使用し、自作しないようにする。

##### イ ワイヤーマッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤーマッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地等の外周を囲い、ニホンジカの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止を組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置を検討する。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要があり、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組む。

##### ウ チューブ（ツリーシェルター）の設置

苗木や幼齢林を1本ごとにポリエチレン等のチューブで覆い、ニホンジカの枝葉食害を防除する方法である。チューブ以外にも同様の方法として、対

象木の周囲に支柱を立ててネットで囲んだ防護ネット等があり、適切に設置すれば防除効果は高いが、以下のデメリットもある。

- ・対象木が夏場に蒸れたり、雪によって折れたりすることがあるため、設置場所の気象条件に合った素材を選択する必要がある。
- ・毎年の維持管理と同時に当年枝を筒内で上に向け直す作業が必要である。
- ・資材単価が高価なため、小面積の造林地等を除いて、個人での設置は困難である。

#### エ 忌避剤の塗布及び樹皮の保護

林業被害に対しては、単木ごとに忌避剤を塗布、剥皮食害や角研ぎによる被害防止のための保護資材を幹に巻く方法などがある。いずれの場合も、林齢、被害時期、効果持続期間等に応じて効果的に実施できるよう選択する必要がある。忌避剤による防除方法は比較的簡便であるが、以下のデメリットもある。

- ・長期の効果は期待できず、伸長した枝等は食害を受ける。
- ・対象苗木周辺の林床に餌植物が存在しないと期待した効果が得にくい。

表7 尾張旭市における令和6年度の防除対策の実施計画

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他（内容）
市内全域	—	—	—	イノシシと合わせて対策実施

### （2）計画を達成するために実施する対策

猟友会、森林公園管理者、河川管理者、市役所内施設所管課等と情報を共有し、イノシシと合わせて被害防除対策の検討を行う。

## 9 生息環境管理に関する事項

### （1）実施計画

尾張旭市内では、ニホンジカの日撃情報及び捕獲は稀であるが、定着を防ぐため、生息環境管理に係る対策の取組を進めることが重要である。

そのため、尾張旭市では、捕獲による数の調整を行うとともに、ニホンジカの侵入を予防し、生息域の拡大防止及び縮減を図るため、イノシシと合わせて生息環境管理を推進する。

表8 尾張旭市における令和5年度の生息環境管理対策の実施計画

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他（内容）
市内全域	—	—	周知啓発により対策を推進



具体的には、次の環境整備により、農地及び人家周辺への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

#### ア 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施設や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

#### イ 河川環境の改善

近年、河川敷を長距離移動したと考えられる事案が県内で発生していることから、関係機関と連携し、藪の刈り払い等、河川環境の改善について検討を進める。

#### ウ 誘引物の除去

農地や人家周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してニホンジカに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農業従事者は刈払い等の適正な管理に努める。

また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農業従事者及び地域住民等へ適切に処分するよう啓発する。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努める。

### (2) 計画を達成するための実施する対策

過去にニホンジカが目撃された周辺では、イノシシ対策とともに生息環境管理対策を行うよう管理者又は土地所有者へ周知啓発を行う。

## 10 その他の管理のために必要な事項

### (1) 実施計画の実施体制

#### ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

#### イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努

め、次年度の実施計画に反映する。

愛知県及び尾張旭市の実施体制図は図7及び図8のとおり。

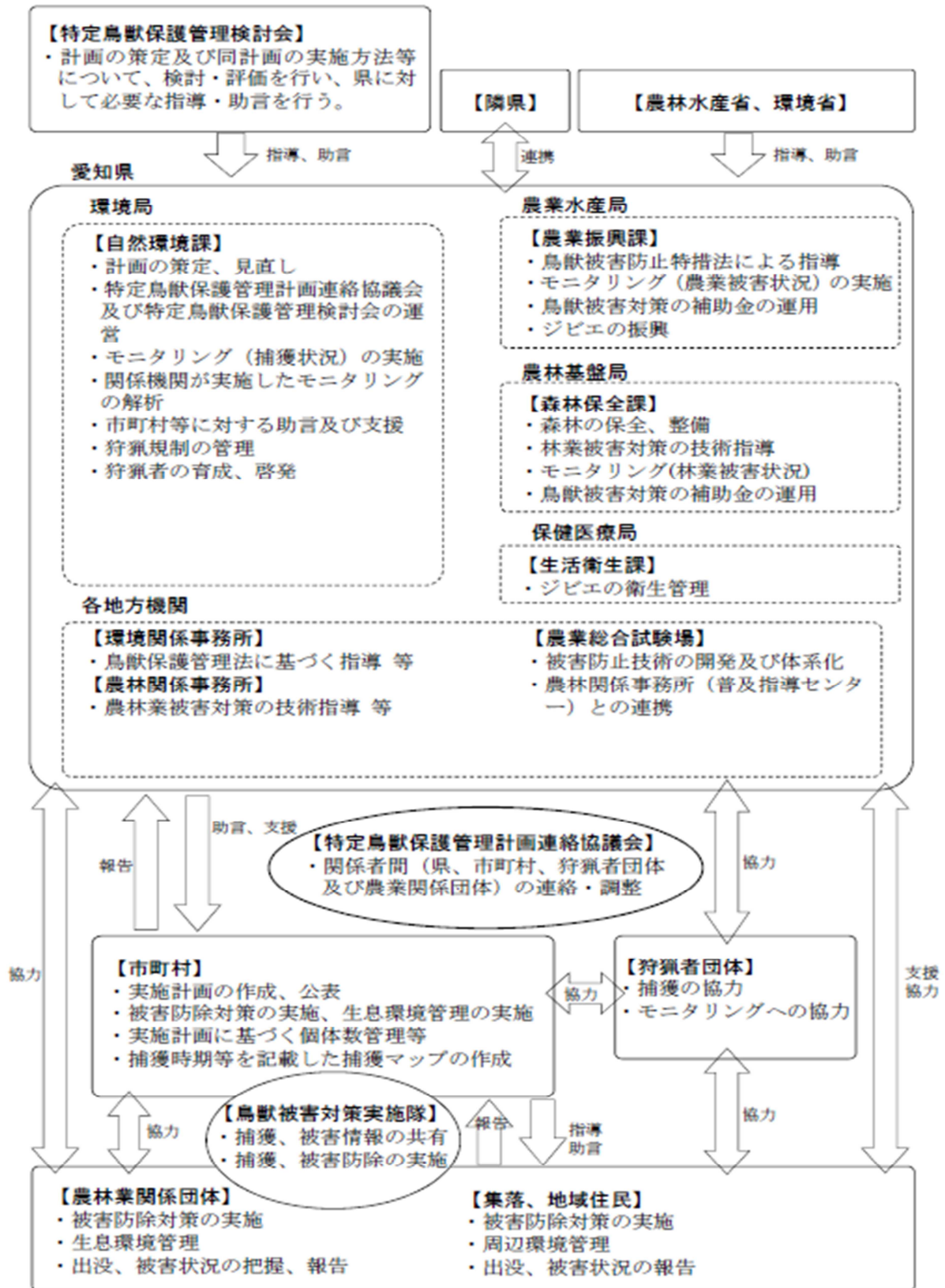


図7 実施体制図（愛知県）

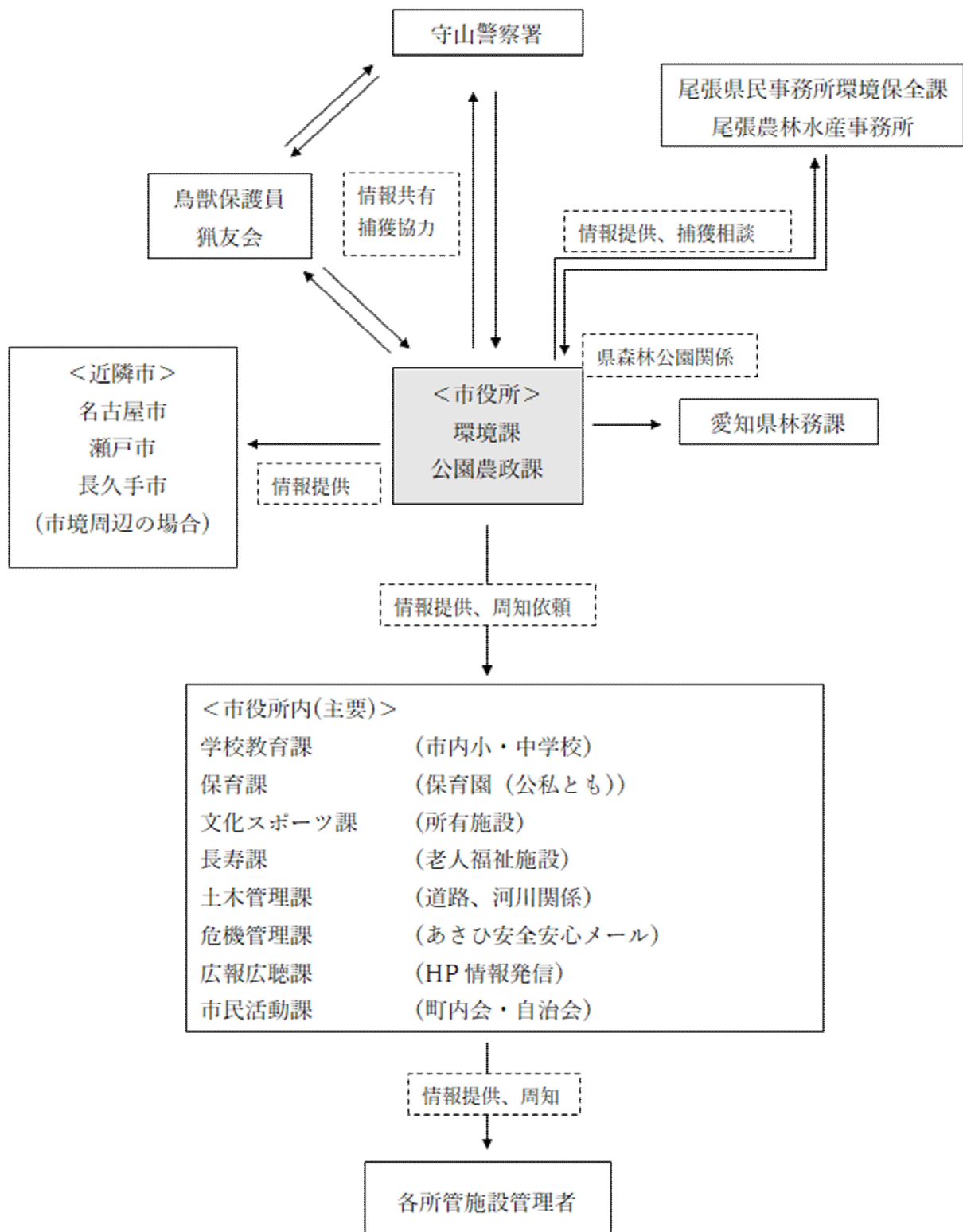


図8 実施体制図 (尾張旭市)

## (2) 市街地出沒への対応

近年、イノシシを始め、ニホンジカやニホンカモシカ等が、エサを求めて稀に市街地へ出沒している。出沒の未然防止及び出沒時の対応について次のとおり対応する。

### ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

### イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

## (3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

#### (4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

##### ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

##### イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

#### (5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和 5）年 10 月 10 日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。

#### (6) 情報の収集・普及啓発等

市は、県及び関係者の協力のもと、ニホンジカの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く市民に提供することにより、ニホンジカの管理について市民への普及啓発に努める。普及啓発の際は、特定計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。